

とうにうん

第 8 号 07 年 9 月 15 日

J R 東海 労 東 二 運 分 会

責任者 庭 山 義 輝

編 集 教 宣 部

関東運輸局に懲罰的状況を説明

◎運転士のヒヤリ・ハットで車掌職もダメ
◎あらかじめ乗務を外して日勤を指定

地本と分会が、10日関東運輸局を訪ね8月24日以降続いている東海労組員の日勤が、国交省の指導に反する内容で行われていることを説明し、改善と指導を要請しました。

9月4日に国交省から通達された内容に反して、現在、乗務を外して懲罰的に継続されている長期日勤の状況と、これまでの乗務員の「ミス」に対する対応と「再教育」指定の実態、これらを見聞きしている他の乗務員のプレッシャー等々を具体的に説明しました。

そもそも今回の事態は、「定時運転が気になりモニターで故障現象が解消されていることを確認したところで処置を打ち切ってしまう、そのまま発車してしまったこと」「したがってその後の報告が様々なプレッシャーによって出来なかったこと」「しかし、故障が解消していることからその後の運転には全く支障は出ていないこと」「これらの事実から、まさにヒヤリ・ハットでありインシデントそのものであること」等々の経過を説明しました。

さらに、これまでの乗務降ろしや「再教育」の実態を明らかにしたうえで、当日までの日勤で行われた威圧的な事情聴取について、「組合員は、思い出せる限りの話しをしていること」「本来なら、指導科がATCチャートをあらかじめ示すべきにもかかわらず、聴取を終了してからチャートを出して、こうなっている。あなたの説明と整合性がない、とされたこと」等々を具体的に説明しました。

こうした、乗務員を取りまく異常な職場の状況と聴取が繰り返されていることから、とても「乗務員から自発的にインシデント等が報告されるよう」「報告制度を非懲罰的なものとする」とはほど遠い状況にあることを訴えました。

対応してくれた、鉄道部・安全指導課課長補佐と課員は熱心に説明を聞き「国交省の通達は既にJR東海に送付してある、通達に添った取り扱いを行うように言う」と約束してくれました。